

第Ⅳ章 西方遺跡第10次確認調査

第1節 調査にいたる経緯と経過

1-1. 調査にいたる経緯(表6)

茅ヶ崎市下寺尾字西方365における倉庫新設工事に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて、茅ヶ崎市教育委員会は令和2(2020)年1月29日に照会を受けた。これに対し、当該地が神奈川県・茅ヶ崎市埋蔵文化財包蔵地台帳No.1の西方遺跡包蔵地内に位置し、かつ、「史跡下寺尾西方遺跡」・「史跡下寺尾官衙遺跡群」に隣接する地点であることから試掘・確認調査が必要である旨を回答した。

これを受けて事業者から同年2月25日付けで「埋蔵文化財確認調査指導依頼書」が提出され、茅ヶ崎市教育委員会では「下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」に基づき事業者と協議・調整を行い、同年3月2日より調査を開始した。

1-2. 調査地点の現況と調査区の設定(第7・19図)

調査地点はみずき地区の区画整理事業で整備された市道7268号線の北側に位置し、相模原面の縁辺部に立地する。現況は民家敷地内の更地で標高は約10.3～10.5mを測るが、数年前の空中写真では木造家屋が観察され、取り壊した後に新たな建物を建築する事業となる。敷地の北側は崖になっており、崖上には標高14mの等高線が通ることから比高は約3.5mを測る。大きく切り土された状況(図版11)が窺えたことから原地形の残存が不安視された。

調査区は倉庫建設予定範囲内に東西2m、南北4.9mのトレンチを設定し、その後北西部で幅1m、長さ2.6mの範囲を追加してL字状に設定した。調査面積は17.35m²である。

表6 発掘調査に係る調整および届出等の文書3(第10次確認調査)

文書種別・内容	文書番号	日付	発信者	受信者	備考
1 埋蔵文化財所在有無の照会					
所在有無の照会		令和2年1月29日	事業主	市教委	
2 確認調査					
確認調査の依頼		令和2年2月25日	個人	市教委	
3 埋蔵文化財保護法第93条に基づく土木工事の通知					
土木工事の届出	元茅教社第1280号	令和2年2月4日	個人	県教委	市教委経由
発掘指示の通知	文遺第65908号	令和2年3月11日	県教委	事業主	市教委経由
4 出土品の手続き					
埋蔵物の発見届	2茅教社第598号	令和2年9月16日	市教委教育長	茅ヶ崎警察署長	
埋蔵文化財保管証の提出	2茅教社第599号	令和2年9月16日	市教委教育長	県教委教育長	
文化財認定の通知	文遺第52046号	令和2年10月16日	県教委教育長	事業主	市教委経由

*名称・職名の略記

県教委：神奈川県教育委員会 市教委：茅ヶ崎市教育委員会

1-3. 調査体制

調査主体 茅ヶ崎市教育委員会

調査担当 加藤大二郎、鈴木綾(社会教育課)

調査補助 高橋桃子(社会教育課)

調査支援 株式会社カナコ一

1-4. 調査の経過

座標移動・水準移動の事前測量を3月2日に行い、確認調査は3日から6日まで実働3日間実施した。掘削は重機と人力を併用し、堆積土層観察および遺構確認等を行った。

南側から掘削を開始したところ、周辺の調査状況等から想定していたよりも遺構確認面までが深くなつた。埋め戻し方法について事業者と現地で協議を行い、転圧を通常より細かく、丁寧に行うことでまとまつた。このため、埋め戻し作業によって確認された遺構を痛める可能性が高くなり、調査部分は記録保存とすることとなつた。

測量は茅ヶ崎市3級基準点No.162Gを基点とし、国家座標世界測地系第IX系を基準とした。図面記録はトータルステーションおよびオートレベルを使用した平断面図を方眼紙にプロットして作成した。写真撮影は35mmモノクロフィルムとリバーサルフィルム、一眼レフデジカメで行った。

第2節 発見された遺構と遺物

2-1. 掘削状況と堆積土層

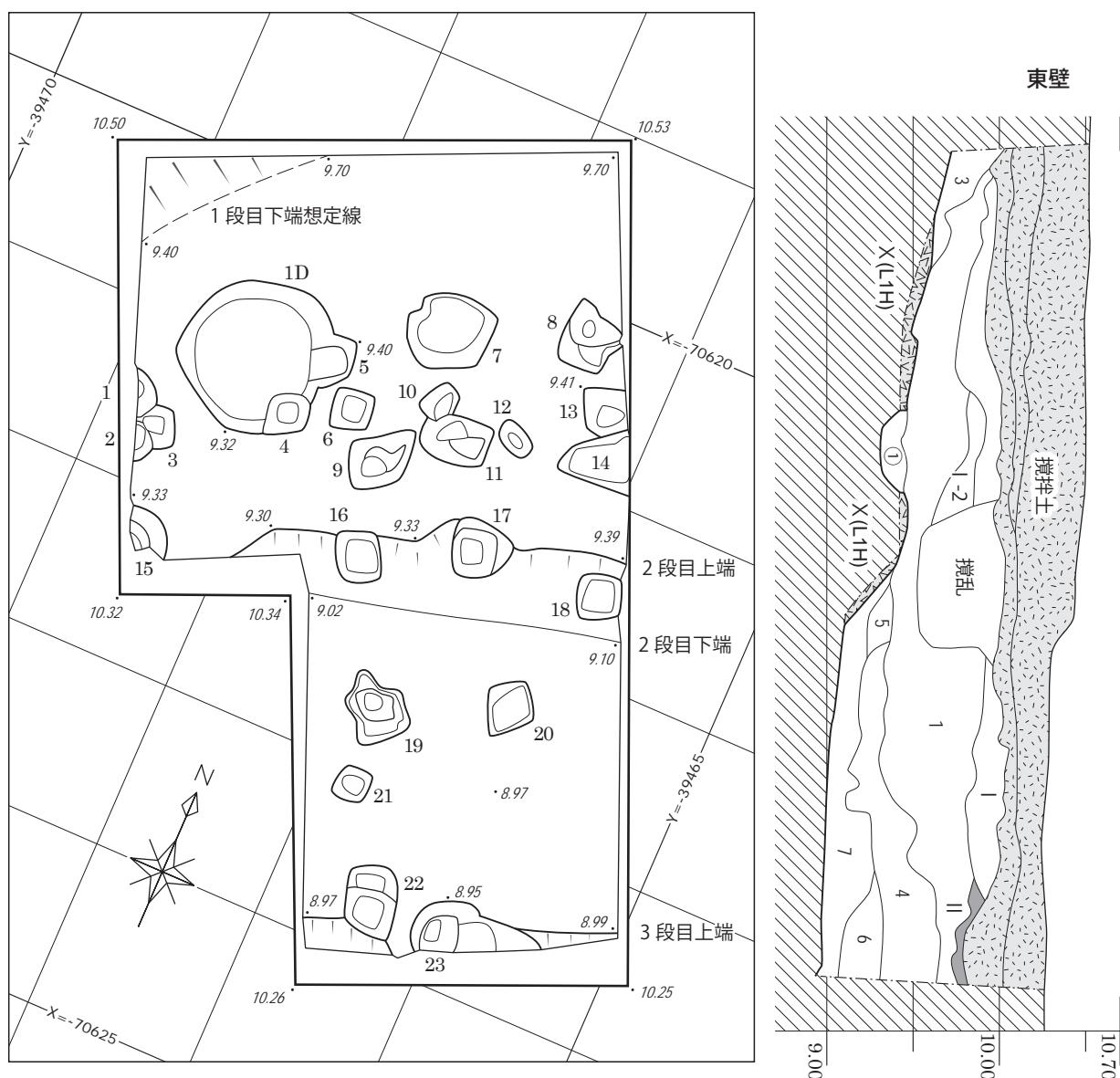
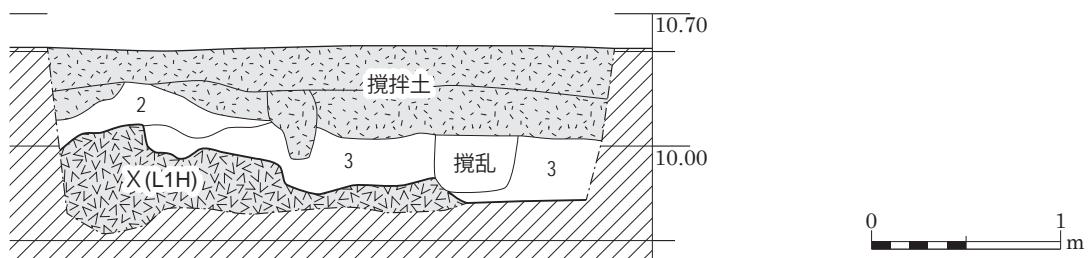
表層は前身建物建築・解体時の搅拌土で、ほぼ0.5mの深さに達し、部分的に基礎等でピット状に搅乱が入る状況が見られた。堆積土を観察しながら深さ約0.8mまで重機で掘削し、北端部でロームが露出したことから人力での掘り下げと精査を行つた。調査区北側は標準土層第X層と思われる硬いロームが確認面となり、数か所のピットが掘り込まれる様相を認め、南半部はやや下がつても暗褐色土が残り、遺構覆土の可能性が高いことを推測させた。

四周の壁断面では搅拌土の下に旧表土と思われる土(第I層)がわずかに残り、南東角では一次堆積とは言えないまでも黒色宝永火山灰のまとまりが観察された。それ以下は標準土層第III層に近い暗褐色土主体で、後述する段切状遺構覆土と捉えられる。

2-2. 発見された遺構と遺物

今回の調査区全体が遺構の一部であり、その中に小遺構が構築される状況であった。確認されたのは段切状遺構1か所、土坑1基、ピット23か所である。調査区内は記録保存としたが、建築工事による影響は受けない深さに残存し、調査区外は現状保存されている。

北壁



第1層 暗褐色土:粗い黒色スコリア多量、細かい橙色スコリア

少量含み、標準土層第Ⅲ層に近いと思われるが、色調は明るめで、しまり弱い。粘性弱い。

第2層 暗褐色土:第1層に比べ、やや暗く、しまり・粘性とも強くなる。橙色スコリア増す。

第3層 褐色土:崩れたローム粒子と暗褐色土の混合で、明るい。
第2層同様、橙色スコリア多く、しまり・粘性強い。

第4層 暗褐色土:第1層に近く、色調やや明るい。ロームブロックを若干混入する。

第5層 褐色土:第4層に細かいロームブロックが多量に混入する。

第6層 暗褐色土:第4層に比べ、ロームブロック増し、しまりや
や弱い。色調やや明るく、粘性やや強い。

第7層 黄褐色土:明黄褐色ロームブロックを主体に暗褐色土が混入する。しまりやや強い。粘性強い。

第19図 第10次調査区全体図(1/40)

段切状遺構（第 19・21 図、図版 10・11）

調査区中央部で比高約 0.3m の段差を確認し、その南北にテラス状の造成面が広がることから、全体を相模原面の段丘崖を段状に造成した遺構と判断し、段切状遺構と呼称した。

重機による表層掘削時に調査区北東部の深度に合わせて北西角を下げてしまったため、断面観察でこの部分にもう一段の段差が造られていたことを確認した。また、南端部においてはピットも重なり部分的確認であるが、段差上端が見えていると判断し、3か所の段差とそれをつなぐ 2面のテラスで構成されると推測した。

1段目と捉えたローム上端の標高は 10.1m、比高は最大で 0.5m を測る。下端想定線の方向は N-42°-E を示し、北東から南西にやや傾斜する。2段目は N-72°-E の方向で、比高 0.3m。3段目もほぼ同方向で、約 0.15m 落ちる斜面途中まで確認された。

造成された平坦面は上段テラス・下段テラスと呼称し、幅はそれぞれ 2m 以上と 1.8m を測る。上段北東角が標高 9.7m と高めだが、ピット周辺はほぼ平坦である。テラスおよび段差部で確認された土坑とピットは本址に付帯する施設の可能性もあるが、本書では個別の遺構として次項で報告する。

覆土は全体に北側から流れ込んだ様相を呈し、標準土層第Ⅲ層に近い暗褐色土が主体となる。下段テラスでは崩れたロームブロックの入り方で 3層に分けたが、本址の機能が失われてから堆積したものかどうかは判然としない。

出土遺物は土師器壺 2点 28.5g・甕 1点 6.6g、須恵器甕 1点 25.0g、瓦 1点 74.6g、礫 1点 994.4g で、このうち 2点を図示した。

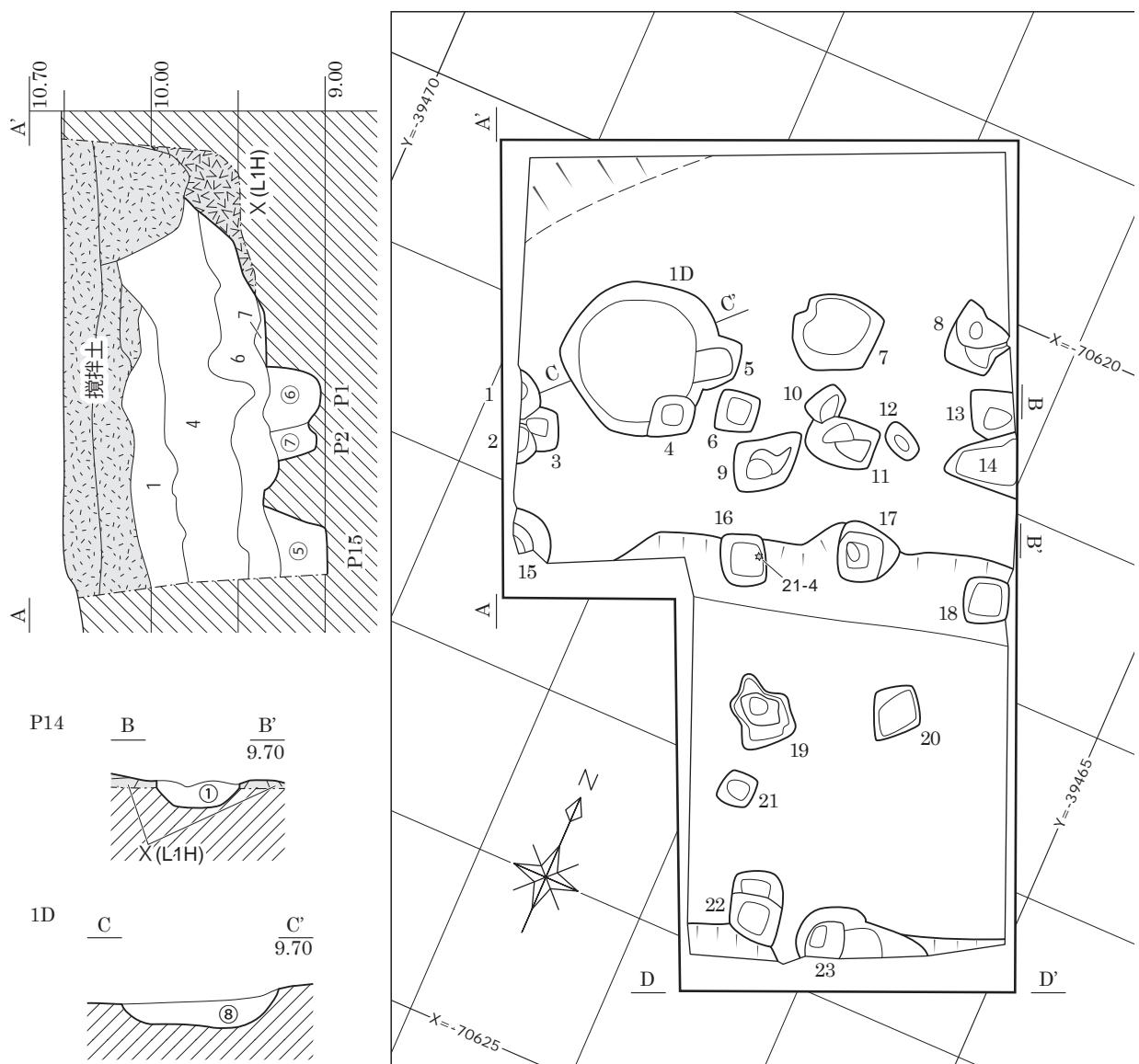
1 は相模型の土師器壺である。口縁部はヨコナデが施され、体部外面はヘラケズリ、内面はヨコナデが施される。大ぶりで口縁部が長いタイプである。口径は復元径 14.0cm、稜径は復元径 11.2cm、残存高 4.2cm、重量 18.8g、口縁部から体部 1/8 の小片である。色調は外面 7.5YR7/8 黄橙・内面 7.5YR7/6 橙、胎土は密、焼成は良好である。9世紀第4四半期以降の所産であると考えられる。2 は平瓦である。小片で摩滅している部分が多いが、凹凸面ナデ調整、側面は二面面取りしている。七堂伽藍跡出土瓦分類の平 I Ab にあたる。法量は残存長 6.7cm、厚さ 2.0cm、重量 74.6g である。色調は 7.5Y4/1 灰、胎土は密（砂粒・白色粒子・黒色粒子・雲母）、焼成は良好である。七堂伽藍跡創建期に相当する。

確認された範囲から本址の全容を推測することは困難であり、段丘崖斜面を有する目的で段状に造成した遺構というに留まる。構築時期・存続期間も不明確だが、出土遺物や覆土の様相から古代と捉えることは蓋然性があると思われる。

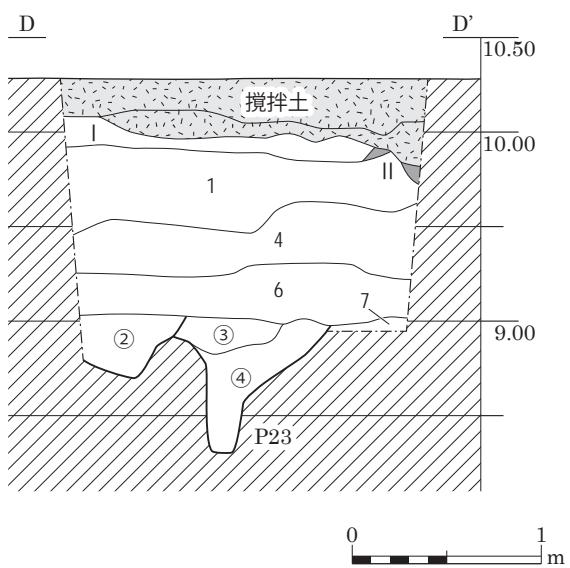
第 1 号土坑（第 20 図、図版 11）

段切状遺構上段テラス西寄りに位置する。南と東でピット 4・5 と重複するが、新旧は明確ではない。平面はほぼ円形で、径約 0.9m、深さ 0.18m を測り、底面はほぼ平坦で壁は緩やかに立ち上がる。覆土は暗褐色土 1層がみられる。

出土遺物はなく、性格は判然としない。覆土の様相からピットと同時期の構築と推測される。



- 第①層 黒褐色土：段切状遺構第1層に似た暗褐色土に多量の炭化物と微量の焼土粒子が混入する。しまりあり。粘性あり。
- 第②層 暗褐色土：段切状遺構第6層に比べ、ロームブロック多く、やや明るい。段切状遺構斜面の堆積土と捉えたが、部分的な確認のため明確ではない。
- 第③層 暗褐色土：第②層に近いが、ロームブロック増す。
- 第④層 暗褐色土：第③層に比べ、ロームブロック少なく、色調黒褐色に近い。
- 第⑤層 黒褐色土：第④層とほぼ同質。
- 第⑥層 黒褐色土：黒味強く、第⑤層と似る。ロームブロックは細かくやや多い。
- 第⑦層 暗褐色土：ロームブロック多く、第③層に近い。
- 第⑧層 暗褐色土：段切状遺構第6層に似て、細かいロームブロックを多量に含む。第⑥層とほぼ同質。



第20図 第1号土坑・ピット平面図(1/40)

ピット（第20図、表7、図版11）

調査区内各部で、計23か所のピットを認識した。分布状況は上段テラスで15、段差2段目で3、下段テラスで4、段差3段目で1となる。

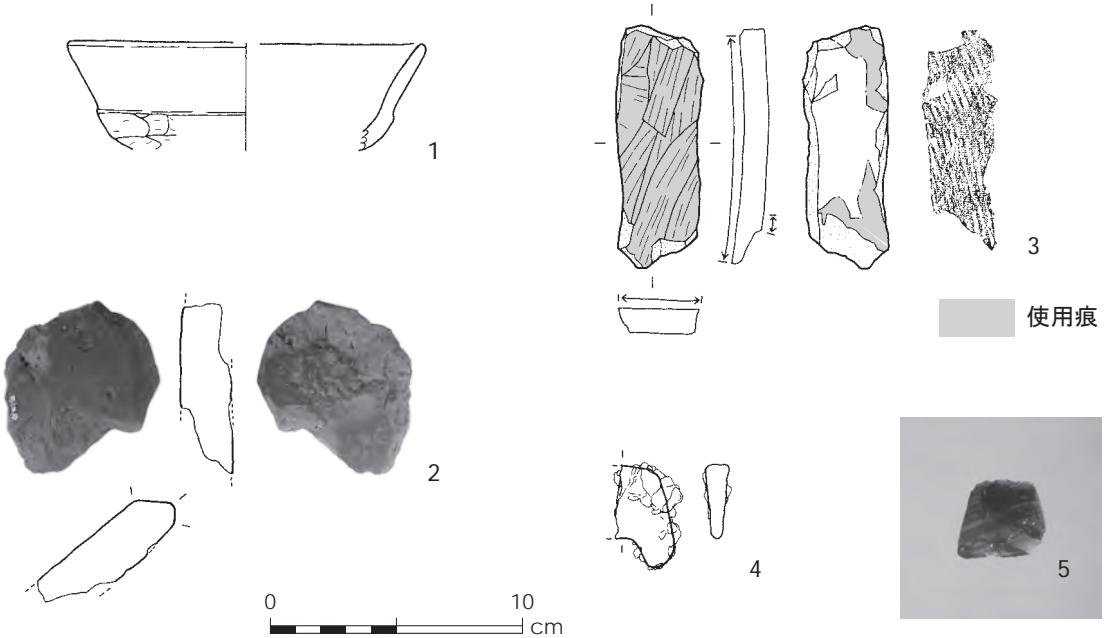
平面形が方形に近く、深い掘り込みを有するものとしてピット4・8・13・16・17・18が挙げられる。特に、ピット16～18の3穴は段差斜面に並んで造られていることから柵列等の柱穴であったことも想定される。

ピット覆土からの出土遺物として、須恵器甕片の転用砥石1点42.0g、鉄製品1点57.9gがあり、両者を図示した。

3は須恵器甕片の転用砥石である。内外面に磨り痕がみられ、特に内面は強く磨り痕が残る。法量は長さ9.2cm、幅3.1cm、厚さ1.0cm、重量42.0gである。記録に不備があり確定できないがピット17からの出土と思われる。4は鉄製品である。小片のため判然としないが、先端が湾曲し、断面が刃部のようにV字を呈するため、曲刃鎌の可能性が考えられる。全体の重量は57.9gであるが、脆弱で崩れてしまふため17.3gの小片のみを図示した。法量は残存長2.3cm、幅2.9cm、厚さ0.9/0.4cmである。ピット16から出土している。

表7 第10次調査ピット一覧表（計測値はcm、標高はm、カッコ内は推定形と現存値を示す）

番号	平面形	長軸	短軸	深さ	底面標高	位置	備考
1	[橢円形]	35	[10]	29	9.02	上テラス	
2	[橢円形]	23	[11]	26	9.02	上テラス	
3	[方形]	24	[20]	25	9.01	上テラス	
4	方形	25	22	59	8.76	上テラス	
5	[方形]	[28]	[28]	21	9.19	上テラス	
6	方形	24	23	24	9.17	上テラス	
7	不整橢円形	53	43	14	9.30	上テラス	
8	不整形	34	32	48	8.99	上テラス	南側深さ9cmで平場
9	不整方形	35	29	29	9.07	上テラス	北東側に崩れ
10	不整方形	22	19	15	9.24	上テラス	
11	不整長方形	40	28	26	9.14	上テラス	東側深さ14cmで平場
12	橢円形	23	13	10	9.29	上テラス	
13	方形	[28]	[25]	43	8.97	上テラス	
14	[不整形]	[43]	38	9	9.32	上テラス	炭化物混入
15	[橢円形]	[35]	[20]	38	8.98	上テラス	
16	方形	30	26	42	8.88	段差2	鉄製品
17	不整方形	40	35	55	8.81	段差2	
18	方形	27	25	47	8.80	段差2	
19	不整形	43	34	13	8.87	下テラス	
20	方形	28	28	26	8.74	下テラス	
21	方形	20	19	13	8.81	下テラス	
22	不整方形	40	30	25	8.73	下テラス	北側深さ5cmで平場
23	不整形	[70]	[30]	70	8.30	段差3	



第21図 第10次調査出土遺物 (1/3:1・2は段切状遺構、3・4はピット、5は遺構外)

遺構外出土遺物 (第21図、図版11)

段切状遺構上部土層からの出土遺物として、土師器壺5点16.5g、土師器甕4点27.1g、黒曜石1点1.7g、礫6点529.3gがある。このうち黒曜石の写真を示した。

5は黒曜石の小片。幅1.7cm、高さ1.4cm、厚さ0.6cmで重量は1.7gである。製品として加工した痕は見られないため、剥片と捉えた。

第3節 小 結

今回の調査地点は市道7268号線の北側に位置する民家敷地の一画であった。この市道はみづき地区の区画整理事業で整備されたものであるが、明治15年測量の迅速測図にも描かれた下寺尾村主要道路のひとつである。沖積低地の縁を通り、北側段丘崖斜面に屋敷林に囲まれた民家が連なる様子が戦後まもなく米軍によって撮影された空中写真からも読み取れる(写真図版扉)。

これらの民家敷地は段丘崖斜面を切り崩してやや高い平場を造っていることは周辺観察からも明らかであり、問題は、その造成がいつの時代に行われた行為であり、それによって西方遺跡の主要構成時代である古代以前の遺構等にどのような影響を及ぼしているかであった。

実際、本地点の西南西60mで実施された市道拡幅に伴う確認調査(第4図20)では「史跡下寺尾西方遺跡」の本質的価値である逆台形断面の環濠が確認されており(大村ほか2011)、その延長部が残存する可能性も期待された。

調査の結果、建物解体等による攪拌土と標準土層第Ⅲ層に似た暗褐色土の下にローム層に達する造成痕を調査区全域で確認した。

段切状遺構は想定を含め、3か所の段差とテラス2面からなり、標準土層第X層のL1H以下が露出するものであった。ほぼ全体に土坑・ピットが散在し、中には平面方形で0.5m程度の深さを持つピットもあり、柵列等の構造物が付帯した可能性を推測させる。出土遺物や覆土の様相から古代遺構と捉えたが、構築時期・存続期間については判然としない。

原地形を保つと思われる北側台地平坦面の標高は約14mであり、黒ボク土全体の厚さを1.5mと仮定したローム層上面高度は12.5m。段切状遺構段差最上部は10.1mであり、2m以上3m近くの標高差をどのようにつないでいたかは重要な部分であるが、その後の削平で失われたと考えられる。段丘崖の造成については本地点の西約200mで実施された西方B遺跡第1次調査（第4図16）で数か所確認されており、「史跡下寺尾官衙遺跡群」を構成する台地上の高座郡家と砂丘上の下寺尾廃寺を結ぶ施設とも想定されている（大村ほか2004）。本地点の地形改変も同様の目的に沿った行為とも考えられるが、原地形の保存状況を見渡すとその把握は厳しいものと言わざるを得ない。

また、調査前に期待した弥生時代逆台形環濠については、前述地点での確認面と底面の標高がそれぞれ10.9m前後、10.6mであり、仮に延長部が本地点を通っていたとしても段切状遺構の造成で削平されたと推測される。



写真2 調査風景(人力掘削)



写真3 調査区埋め戻し状況
(転圧をかけている)